

令和8年度東海市大学連携まちづくり推進事業 募集要項

1 制度の趣旨

全国的な少子高齢化・人口減少社会の進行、ライフスタイルや価値観の多様化などに伴い、まちづくりの課題等は高度化しており、「協働・共創によるまちづくり」の一層の推進が重要な課題となっています。

この制度は、「大学の教育研究活動」や「学生の活力」を生かした地域課題の解決や地域の活性化などの一層の推進を図るとともに、地域社会との関わりのなかで得られる学生の学びと成長の機会を創出するものです。

2 提案事業の募集

(1) 提案者の資格

星城大学又は日本福祉大学に在籍する教員若しくは大学生又はこれらで構成する団体

※「団体」とは学科、研究室、ゼミ、サークル等を想定し、教員と学生で構成する団体も含まれています。

また、構成員として他大学の教員・学生の参画や、複数の学科、研究室、ゼミによる共同実施も可能です。

(2) 実施主体

ア 教員で構成する団体（教員が主導する団体を含む。）

イ 学生で構成する団体（学生が主導する団体を含む。）

※「主導する団体」とは、事業の実施にあたり中心的な役割を担う者が「教員」であるか「学生」であるかで判断します。

(3) 提案事業の内容

ア 本市のまちづくりの課題解決・魅力向上に貢献する事業であり、第7次東海市総合計画や東海市総合戦略や本市との包括連携協定等（生きがいづくり、健康増進、少子化対策、自治振興、経済振興等）の方向性と合致するものであること。

イ 市内において事業又は活動を具体的に展開することを条件とし、調査・研究のみの事業については対象外とする。

ウ 提案事業が市の実施する事業に支障をきたす場合（例：時期、場所、対象又は内容等が市の実施する事業と多く重複しており、市の円滑な事業実施を阻害すると考えられる事業等）は、対象外とする。

エ 同一内容・手法の事業継続期間は、原則として3年を限度とする。

《提案事業の例》

- ・デジタルディバイドの解消に関する取り組み
- ・市民の防災・減災意識や地域防災力を高める取り組み
- ・高齢者の介護予防や学生等との多世代交流
- ・市民のスポーツ振興に向けた取り組み
- ・SDGsの推進に向けた取り組み
- ・観光振興（交流人口の拡大）に向けた取り組み
- ・学生（サークル活動等）による動画を活用した地域活性化に向けた取り組み
など

(4) 事業の実施期間

令和9年（2027年）3月31日まで

(5) 応募期間

令和8年（2026年）4月1日から5月29日まで

3 補助メニュー及び補助対象経費等

(1) 上限額等

対 象	上限額	補助率
教員で構成する団体が行う事業（教員が主導する団体が行う事業等を含む。）	50万円/1件	10/10
大学生で構成する団体が行う事業等（大学生が主導する団体が行う事業等を含む。）	10万円/1件	

(2) 補助対象経費

費 目	主なもの
1 報償費	講師謝礼等
2 旅費	交通費等
3 需用費	消耗品費、資材・書籍等の購入費、チラシ・ポスター等の印刷製本費等
4 役務費	筆耕翻訳料、通信運搬費、保険料等
5 委託料	会場設営委託料等
6 使用料及び賃借料	会場使用料、物品等のレンタル・リース料等
7 その他の経費	その他市長が必要と認める経費

※ 補助対象は、市内で行う事業又は活動に係る経費とし、本市のまちづくりに直接生かされる事業に必要なものに限りま。

※ 補助対象経費の取り扱いやその他注意事項は「事業実施にあたっての取り扱いについて」を確認いただき順守してください。

4 応募方法

次の様式に必要な事項を記載のうえ、星城大学又は日本福祉大学（東海キャンパス）の事務局又は東海市役所（3階）企画政策課へ提出してください。様式は市ホームページからダウンロードできます。

なお、提出いただいた応募書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 補助金交付申請書（様式1）
- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 収支予算書（様式3）
- ④ 団体構成員の名簿（任意様式）

※必要に応じて参考資料の提出やヒアリングの実施をお願いする場合があります。

5 応募のあった提案事業の採択

市職員で構成する審査会において書類審査を行い、採択する事業を決定します。

(1) 採択の視点

- ア 第7次東海市総合計画、東海市総合戦略、包括連携協定等の内容と合致したものであるか。（本市の課題解決に貢献する内容であるか。）
- イ 実現可能性があるか。
- ウ 事業の継続性、発展性が期待できるか。
- エ 独創的な取り組みであるか。
- オ 本制度の趣旨を踏まえた成果が期待できるか。（単なる調査・研究となっていないか。）

(2) 審査結果の連絡

応募いただいた団体全てに6月下旬までにお知らせします。

6 事業の実施

(1) 補助金の交付

事業実施上必要がある場合、交付内定額を事業開始時に交付することができます。

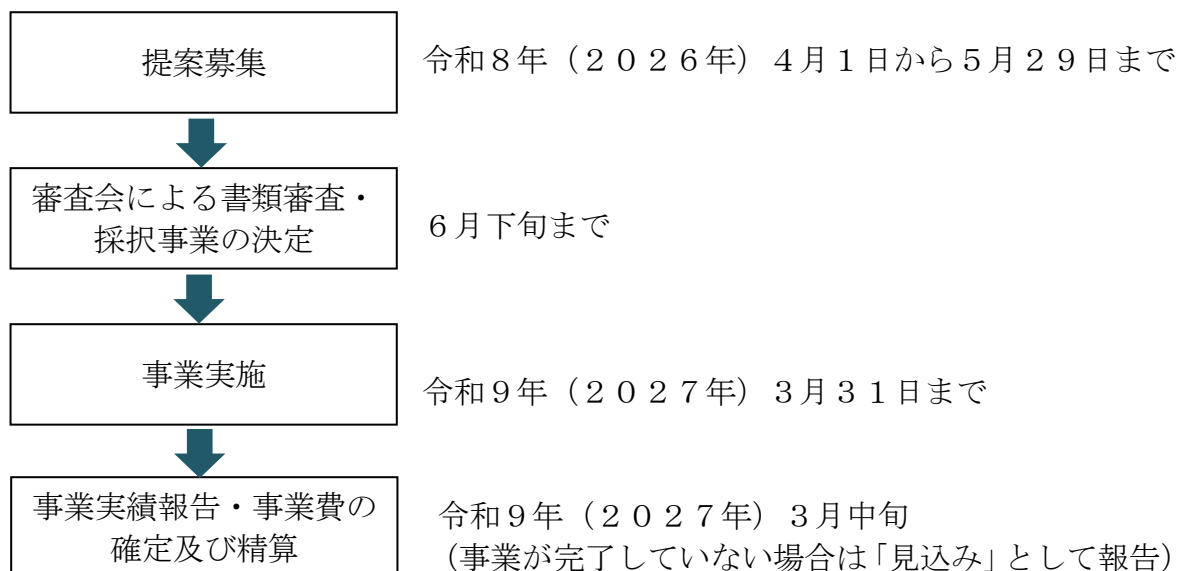
(2) 事業実績報告

事業完了後、速やかに事業実績報告書を提出していただきます。

(3) 事業費の確定及び精算

事業実績報告書をもとに事業費を確定し、精算手続きを行います。

7 全体スケジュール



8 その他

- (1) 応募書類の内容は、個人情報・大学が有する特別なノウハウを除き公開とします。
- (2) 事業の成果は原則として双方に帰属することとします。
- (3) 事業の内容や成果を市の広報紙等で紹介する場合があります、記事等の作成の協力をお願いする場合があります。
- (4) 事業実施主体が事業の内容や成果を公表する場合は、本制度による成果であることを明示してください。
- (5) その他本制度についてご不明な点は事前説明等を行いますので、問合せ先までご連絡ください。

9 問合せ先

〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地

東海市役所 企画部企画政策課 企画調整グループ

TEL 代表 052-603-2211・0562-33-1111（内線 373・375）

直通 052-613-7574・0562-38-6198

FAX 052-603-8803

E-mail kikaku@city.tokai.lg.jp